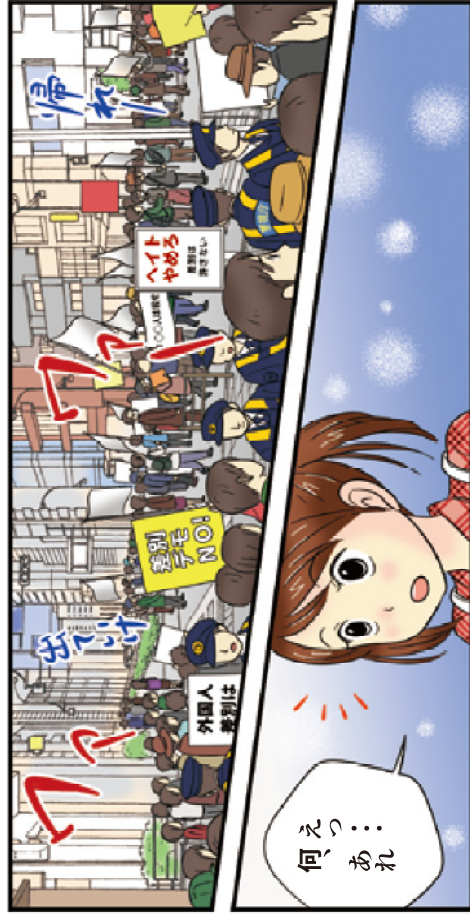
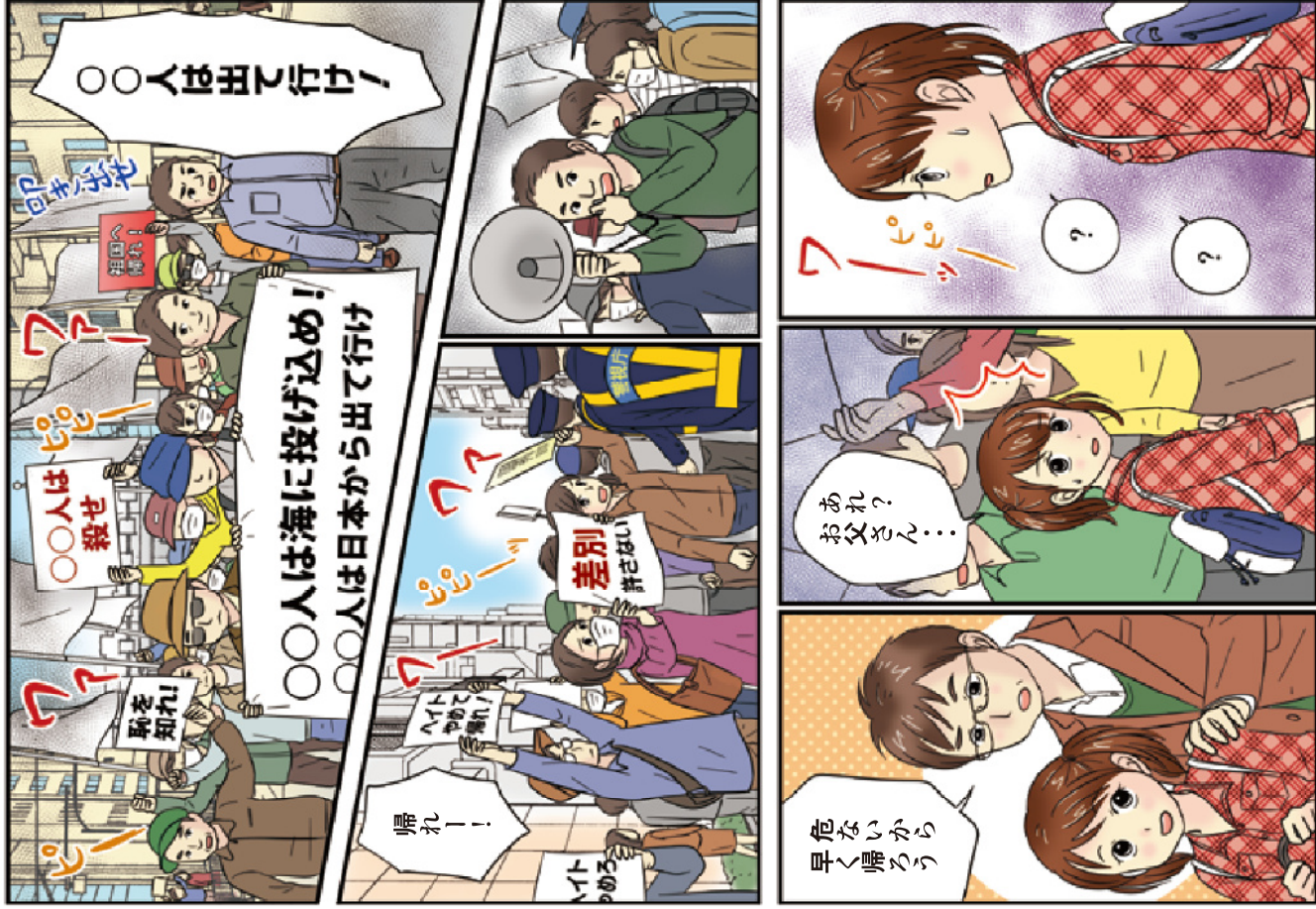




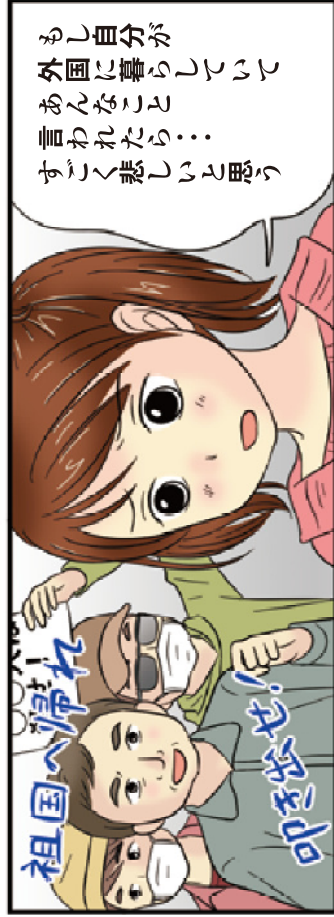
## 私たちの身近にあるヘイトスピーチ

とある日曜、お父さんと買い物へ出かけた小学6年生のまどか。そこで普段見慣れない集団に出会います。









# ヘイトスピーチ Q&A

Q1

ヘイトスピーチって何？



A1

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとしたりする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと言われていています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たると言われています。

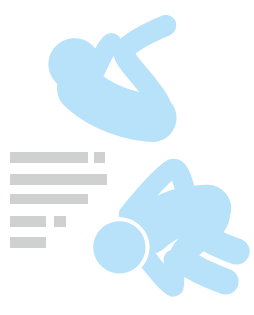
Q2

ヘイトスピーチの何が問題なの？



A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。



### Q3

ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？

### A3

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法(※)にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年5月24日成立、同年6月3日施行)



(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許

されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に差別を限り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## 法務省の取り組み

法務省では、ヘイトスピーチをなくすために様々な活動を行っています。ここでは、その一部を紹介します。

### 1 ポスターやDVDの作成・配布

「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを使ったポスターを、地方公共団体や交通機関などに配布したほか、外国人と人権をテーマとする啓発DVDを作成しました。また、大型ビジョンを使った啓発活動を実施しました。

●ポスター



●啓発DVD「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



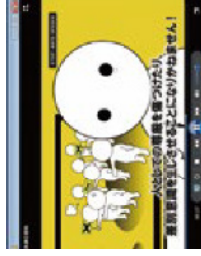
●大型ビジョン(神奈川県川崎市)



## 2 インターネット上での啓発活動

インターネット上で「ハイトスピーチ、許さない。」のバナー画像などを掲載しました。また、ハイトスピーチをテーマとした動画を作成し、法務省 YouTube チャンネルで公開しています。

● 動画



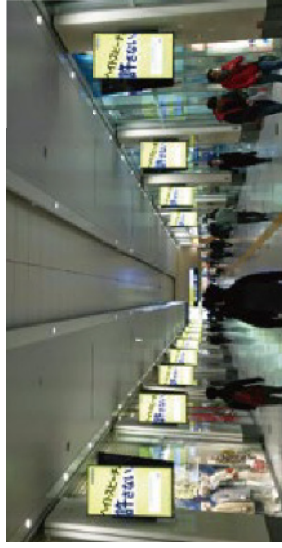
● バナー広告



## 3 地方公共団体と協力して行う啓発活動

地方公共団体と協力し、ハイトスピーチをなくすための啓発活動を行っています。

● 大阪駅



● 甲子園球場



ハイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みなの人権110番 (全国共通) **0570-003-110**  
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

子どもの人権110番 (全国共通・通話料無料) **0120-007-110**  
ぜろぜろななのひやくとおぼん

女性の人権ホットライン (全国共通) **0570-070-810**  
ゼロ ナナゼロ の ハートライン

インターネット人権相談受付窓口



● パソコンからは  
<http://www.moj.jp/JINKEN/jinken113.html>

● 携帯電話からは  
[http://www.moj.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index\\_k15.html](http://www.moj.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html)

外国語人権相談ダイヤル (全国共通)

**0570-090911**

● 対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

● 対応言語 中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口

● 英語版 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_en.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html)

● 中国語版 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_zh.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html)



法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 6月4日

平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法（正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されてから、2年が経ちました。そこで、今日から1週間、法務省の人権擁護機関におけるヘイトスピーチに関する取組の情報を発信していきます。



法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 6月5日

【ヘイトスピーチ解消法とは？】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた基本理念等を定めた法律です。この法律で、国は、ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する施策を実施することとされており、法務省の人権擁護機関では、これを踏まえた様々な活動を行っています。



法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 6月6日

【ヘイトスピーチに関する啓発】法務省では、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動は許されないということをシンプルに表現したポスター・リーフレットを作成・配布するなど、様々な手法により、効果的でわかりやすい啓発・広報活動を行っています。

[moj.go.jp/JINKEN/jinken0...](http://moj.go.jp/JINKEN/jinken0...)

STOPI HATE SPEECH

**ヘイトスピーチ、許さない。**

特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動を忌避しなくてはなりません。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながり、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

**ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!**  
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは [http://www.moj.go.jp/JINKEN/0404\\_0000.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/0404_0000.html) | [ヘイトスピーチ解消法](http://110.moj.go.jp/)

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する相談や苦情の受付は24時間です。  
**みんなの人権110番 ☎0570-003-110**  
日本語0570-003-110 | 英語0570-003-110 | 英語0570-003-110 | 英語0570-003-110

法務省人権擁護局・全国人権擁護推進員会 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>



法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 6月7日

【啓発冊子・動画の紹介】法務省では、ヘイトスピーチに関する様々な啓発冊子・動画を作成しています。どちらも、ヘイトスピーチがなぜ許されないのかということ、小中学生にも分かりやすく説明しています。

啓発冊子はこちら→[moj.go.jp/content/001221...](http://moj.go.jp/content/001221...)

動画はこちら→[youtube.com/watch?v=FHGw5w...](https://youtube.com/watch?v=FHGw5w...)



法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 6月8日

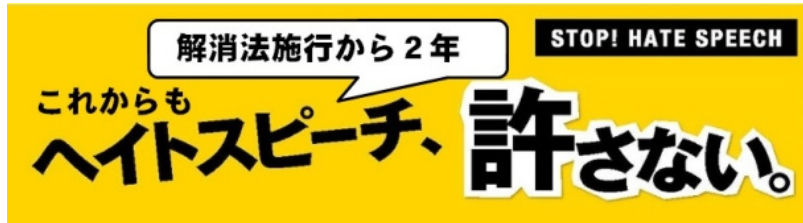
【相談窓口】人権に関する問題でお悩みの方は、お近くの法務局の人権相談窓口にご相談ください。ヘイトスピーチによる人権侵害など、外国人の方向けには、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語対応の窓口も設けています。

[moj.go.jp/JINKEN/index\\_s...](http://moj.go.jp/JINKEN/index_s...)





ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動



ヘイトスピーチ、許さない。

■背景

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解【PDF】※及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解【PDF】※で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

また、このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

※外務省ホームページへリンクしています。

■法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発（「外国人の人権を尊重しましょう」）に加え、こうしたヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に取り組んでいます。

具体的には、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動、例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

（注）

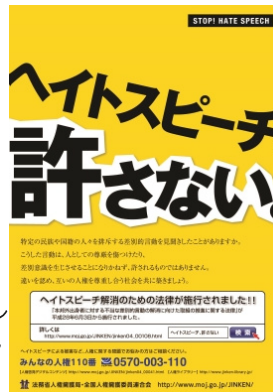
などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないということを、皆さまに御理解いただき、かつ、他人事ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう、下記の手法により、効果的でわかりやすい各種啓発・広報活動を行っています。

■具体的活動内容

- (1) 新聞広告による啓発
- (2) ポスター【PDF】・リーフレット【PDF】による啓発※
- (3) 啓発冊子による啓発※
- (4) 交通広告（駅構内広告）による啓発
- (5) インターネット広告による啓発
- (6) スポット映像による啓発（YouTubeでご覧になれます。）
- (7) 人権教室等の各種研修における啓発機会の充実
- (8) 相談窓口の周知広報の充実（「人権相談窓口」）

※ポスター・リーフレット及び啓発冊子は一切改変せずご使用願います。

※一部の団体・個人において、当局が作成したポスター等の文言を改変して、インターネット上で掲示したりデモ・集会等で使用したりする事案が発生しておりますが、当局としてこのような改変は一切許可しておりませんので、ご注意願います。



リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」

政策・施策メニュー

トピックス

刑事政策

国民の基本的な権利の実現

登記

商業登記に基づく電子認証制度

戸籍

国籍

供託

電子公告

公証制度

人権擁護（人権相談、調査救済、人権啓発等）

法律サービス関連

日本司法支援センター

出入国管理

国を当事者とする訴訟などの統一・一元的处理

その他の政策・施策

第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）

その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官

広報・報道・大臣会見

法務省の概要

所管法令等

資格・採用情報

政策評価等

パブリックコメント

省議・審議会等

白書・統計・研究

予算・決算

政府調達情報

情報公開・公文書管理・個人情報保護

行政手続の案内

法令適用事前確認手続

オンライン申請

ご意見・ご提案

相談窓口

その他

- ・平成27年1月16日法務大臣閣議後記者会見の概要
- ・平成28年6月7日法務大臣閣議後記者会見の概要

■ヘイトスピーチに関する実態調査

- ・ヘイトスピーチに関する実態調査報告書【PDF】
- ・聞き取り調査報告書(全体版)【PDF】
- ・聞き取り調査報告書(概要版)【PDF】

■本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

- ・条文【PDF】
- ・附帯決議(参議院法務委員会)【PDF】
- ・附帯決議(衆議院法務委員会)【PDF】



冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」

- ・英語 English
- ・韓国語 한국어
- ・中国語 中文

■関連する会議概要


- ・人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会
- ・議事要旨【PDF】
- ・配布資料
  - ・議事次第等【PDF】
  - ・法務省説明資料【PDF】
  - ・法務省参考資料【PDF】
  - ・地方公共団体提出資料【PDF】

◆外国人の人権についてはこちら

- ・外国人の人権に関する「外国人住民調査」
- ・外国人住民調査報告書—訂正版—【PDF】
- ・外国人住民調査集計票【Excel】
- ・外国人住民調査報告書の訂正について【PDF】

Foreign-language  
Human Rights Hotline【PDF】

[人権擁護局フロントページへ](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

Excel形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。  
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。  
[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
電話：03-3580-4111(代表)  
法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

**ヘイトスピーチ、許さない。**

ヘイトスピーチ解消のための法律が成立しました。  
 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。)

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

**STOP! HATE SPEECH**



違いを認め、互いの人権を尊重し合う  
 社会を共に築きましょう

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

**ヘイトスピーチ、許さない。**

ヘイトスピーチ解消のための法律が成立しました。  
 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。)

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



**STOP! HATE SPEECH**

違いを認め、互いの人権を尊重し合う  
 社会を共に築きましょう

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

**ヘイトスピーチ、許さない。**

ヘイトスピーチ解消のための法律の  
 施行から1年です。

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

**ヘイトスピーチ、許さない。**

ヘイトスピーチ解消のための法律の施行から1年です。

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

## 平成29年度人権シンポジウム開催結果

### 「外国人と人権～違いを認め合う共生社会をめざして～」(広島会場)開催結果



トークショー

シンポジウムでは、まず、タレント・ラジオパーソナリティのサニー・フランシスさんのトークショーが行われ、インドと日本の違いや外国人としての日本での経験について語っていただきました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、パネリストとして、外国人への支援や多文化共生に関する取組を行う上田カテリーナさん、栗林克行さん、林隆春さんの3名に御登壇いただき、田村太郎さんのコーディネートの下、外国人の人権を取り巻く状況やご自身の経験等を踏まえて基調報告及びディスカッションをしていただきました。



シンポジウム

#### ■トークショー

サニー・フランシス(タレント、ラジオパーソナリティ)

#### ■基調報告・パネルディスカッション

「違いを認め合う共生社会を目指して」

##### 【パネリスト】

◎上田 カテリーナ

カテリーナ英会話教室代表

◎栗林 克行

市民グループええじゃん<Asian>代表

◎林 隆春

株式会社アバンセコーポレーション代表

##### 【コーディネーター】

◎田村 太郎

一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事

#### ■その他

##### 【資料展示】

○人権啓発資料、パネル等の展示

多文化共生に関する資料、パネル等の展示

#### 政策・施策メニュー

##### [トピックス](#)

##### [刑事政策](#)

##### [国民の基本的な権利の実現](#)

[登記](#)

[商業登記に基づく電子認証制度](#)

[戸籍](#)

[国籍](#)

[信託](#)

[電子公告](#)

[公証制度](#)

[人権擁護\(人権相談、調査、救済、人権啓発等\)](#)

[法律サービス関連](#)

[日本司法支援センター](#)

##### [出入国管理](#)

##### [国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理](#)

##### [その他の政策・施策](#)

##### [第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議\(コングレス\)](#)

#### その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[法務省の概要](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計・研究](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

## 外国人児童がいる **小学校**

# 家庭・地域で見られる 偏見や差別

### 教材の背景

地域や学校の中での多文化が進み、多様な人々が共に暮らす社会となっている。言語や習慣の違いから誤解が生じたり、偏見による不当な扱いが生じたりする場面が増えている。

ビデオでは、ゴミを捨てる、話し声の大きさ、夜に洗濯機を動かすという日常的にある場面を取り上げていることから、児童たちも考えやすい事例である。日本人が同じ行為をしていても「外国人だから」という理由で問題視してしまったり、該当者ではないのに「外国人だから」という理由でその人のせいにしてしまったりする偏見が、地域社会の中にあることで、生活者として外国人が生きにくい状況が生じていることに気付かせる内容である。ゴミの分別など、日本の社会に適応しようとする努力、仕事の事情によって洗濯などは昼間にできないという事情があるなかで暮らしていることも、話すことで分かり合えることがあることも示している。

日本人でも同じ問題があること、それにもかかわらず「外国人だから」という理由で、偏見や差別をしている実態を考える教材となっている。2020年東京オリンピック・パラリンピックを前に、この映像から、外国人と人権について考え、偏見や差別を抑止・問題視する姿勢を育てたい。

### 授業を行うポイント

まず、映像の視聴が本授業の特色であるため、視聴機器の準備や環境を事前に確認しておく必要がある。できれば機器の対応は教職員に任せたい。教室で行う場合は机があるが、集会室や体育館のような場所ではワークシートに書くためのクリップボードの用意が必要となる。授業者からの発問、児童からの発言、ワークシートへの記入と発表をリズムよく進めることで、集中が持続し、学習を深めることができる。

「外国人だから」という理由で偏見を持ち陰で非難をする人がいる一方で、外国人に問題点を伝えながらも相手の状況を理解し、住民同士が理解を深めて、気持ちよい地域社会をつくらうとする人がいることを教え、そういう人になろうとする姿勢を育てたい。

### 準備しておくもの

教材映像：人権啓発ビデオ「外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～」(2/5)

【家庭・地域で見られる偏見や差別】(字幕あり)

ワークシート、筆記用具等

#### ○授業で使う資料

- ・在留外国人数の推移／P46 図1
- ・訪日外客者数の推移／P46 図2
- ・オリンピック・パラリンピックポスター／P48 図5

# 外国人住民調査結果（概要）

法務省人権擁護局

## 1. 調査の実施状況

- 法務省委託の調査研究事業として、公益財団法人人権教育啓発推進センターが平成28年11月14日から同年12月5日にかけて、本調査を実施（同センターにおいて、専門家による検討会議を設置し、調査事項等を検討）。
- 全国の地方公共団体から37市区の協力を得て、住民基本台帳を基に18歳以上の外国人を1市区当たり500名無作為抽出し合計1万8500名に對して、調査票（言語は日本語を含め14言語）を郵送（記入後、郵送により回収）。
- 調査事項は、日本人とのつき合い、日本社会における差別・偏見の有無、外国人に対する差別的な表現、差別や偏見をなくすための施策等。
- 調査対象者1万8500名中、4252名が回答（回収率23.0%）。

## 2. 調査結果概要

### ① 回答者の属性について

- 性別構成は、男性が41.7%、女性57.1%である。
- 年齢構成は、20歳代から50歳代の合計で全体の約8割を占める。
- 国籍・地域別構成は、中国、韓国で全体の過半数を占め、以下、フィリピン、ブラジル、ベトナムと続く。
- 在留資格別構成は、一般永住者、特別永住者、定住者で全体の過半数を占める。

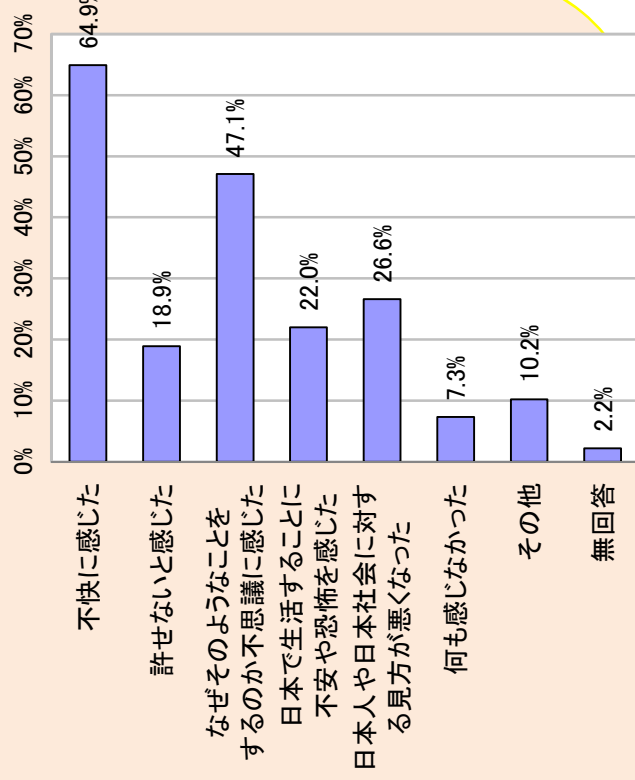
### ② 主な回答結果について

- 過去5年間に日本で住居を探した経験がある人のうち、外国人であることを理由に入居を断られた経験がある人及び日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた経験がある人は、それぞれ約4割に上った。
- 過去5年間に日本で仕事を探したり、働いた経験がある人のうち、外国人であることを理由に就職を断られた経験がある人は、約4名に1名の割合に上った。
- 過去5年間に日本で外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験について、「よくある」と「たまにある」を合計すると、全回答者中、約3割に上った。
- 日本に住む外国人を排除するなどの差別的なデモ等を見聞きた経験については、全回答者中、「テレビ、新聞、雑誌等のメディアを通じて見聞きた」と回答した人（「よくある」と「たまにある」の合計）が約4割、「インターネットで見た」と回答した人が約3割に上った。

○ 差別的なデモ等を見聞きたことのある人に対し、差別的なデモ等を見聞きたときにどのように感じたかについて質問したところ、右図のグラフのとおり、不快に感じた人が6割以上に上るなどした。

- 日本で差別等を受けたことがありどこかに相談したことがあると回答した人は全回答者中、約1割、相談したことがないと回答した人は約3割に上った。
- 法務局等の人権相談窓口を知らない人は、全回答者中、8割を超えている。人権相談窓口を利用したいと回答した人は、約2名に1名の割合に上った。

Q. 差別的なデモ等を見聞きたときにどのように感じたか（複数回答）



## Human rights counseling centers for foreigners

For those who are not comfortable speaking Japanese, Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan provide human rights counseling services.

### Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan

Weekdays (closed on New Year holidays) 9:00-17:00



- List of Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus (in Japanese) <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>



Besides Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus, human rights counseling is provided at the places below.

#### Fukuoka-shi

1-1-1 Tenjin Chuo-ku Fukuoka-shi Fukuoka

[Location] Kokusai Hiroba, ACROS Fukuoka 3F

English Every 2<sup>nd</sup> Saturday of the month, 13:00-16:00

#### Takamatsu-shi

1-11-63 Ban-cho Takamatsu-shi Kagawa

[Location] I-pal Kagawa (Kagawa International Exchange Center) meeting room

English Chinese Portuguese Spanish  
Every 3<sup>rd</sup> Friday of the month, 13:00-15:00 (by appointment)

#### Matsuyama-shi

1-1 Dougoichiman Matsuyama-shi Ehime

[Location] Ehime Prefectural International Center (EPIC)

English Every 4<sup>th</sup> Thursday of the month, 13:30-15:30

※ For counseling in foreign languages, feel free to use the Foreign-language Human Rights Hotline (Navi Dial) on the right-hand page.

## Foreign-language Human Rights Hotline

The phone number (Navi Dial) below is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.

### Foreign-language Human Rights Hotline (Navi Dial)

**0570-090911**

Weekdays (closed on New Year holidays) 9:00-17:00



※ Your call will be directed to the nearest Bureau to you via a multilingual interpretation service company.

※ Please make sure you dial the correct number.

## Human rights counseling services in foreign languages on the Internet

For counseling in English and Chinese, human rights counseling services on the Internet is available. Feel free to consult with us online from anywhere in Japan.

● Human rights counseling services in English on the Internet



[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_en.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html)

● Human rights counseling services in Chinese on the Internet



[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_zh.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html)



中文

English

한국어

Information on Human Rights Counseling in Foreign Languages

You can consult about human rights issues in your language.




Filipino

Português

Tiếng Việt

情報・通信をビジネスに活かし日本を発展させる企業が集う


**一般社団法人 テレコムサービス協会**

検索

会員専用 [トップページ](#)[お知らせ](#)[研究会参画意見](#)[情報通信関連](#)[お問合せ](#)[テレサについて](#)[支部の活動](#)[会議  
委員会の活動](#)[協議会の活動](#)[手引き  
ガイドライン](#)[記事  
レポート](#)[セミナー  
説明会](#)[各種手続き  
届け出](#)[入会案内](#)[協議会の活動](#) > [違法情報等対応連絡会](#)

【報道発表】 平成29年3月15日

**「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂について**

インターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等、国民生活にとって必要不可欠な存在となっております。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めている中、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。また、部落差別問題に関しても、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

このような状況をふまえ、通信関連業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂を行い、モデル条項の当該条文の解説部分に、いわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説を加えましたので、本日、公表いたします。

**「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の主な改訂内容**

○第1条（禁止事項）の（3）の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」には、従来からいわゆるヘイトスピーチや同和問題も含まれておりますが、解説部分に明記することにより、第1条（3）にそうした内容が含まれることを明確化しました。

**【資料入手先】**[報道資料](#)[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の解説](#)

参考資料：

[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項（今回、条文の改訂はありません）](#)**【連絡先】**

（一社）テレコムサービス協会（違法情報等対応連絡会 事務局） 担当：菅野  
TEL：03-5644-7500

## 違法情報等対応連絡会

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂について

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂について

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項（改訂案）」に係る意見募集について

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」および「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂

[▲ ページトップへ戻る](#)[>所在地](#) > [個人情報の取扱い](#) > [Twitter運用ポリシー](#)[>関連リンク](#) > [サイトマップ](#)

**一般社団法人 テレコムサービス協会**

Copyright c TELECOM SERVICES ASSOCIATION All rights reserved.



一般社団法人電気通信事業者協会  
一般社団法人テレコムサービス協会  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

## 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂について

インターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等、国民生活にとって必要不可欠な存在となっております。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めている中、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。また、部落差別問題に関しても、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

このような状況をふまえ、通信関連業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂を行い、モデル条項の当該条文の解説部分に、いわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説を加えましたので、本日、公表いたします。

### 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の主な改訂内容

○第1条（禁止事項）の（3）の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」には、従来からいわゆるヘイトスピーチや同和問題も含まれておりますが、解説部分に明記することにより、第1条（3）にそうした内容が含まれることを明確化しました。

#### 【資料】

・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

（平成29年3月15日改訂）

[http://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal\\_info/pdf/Explanation\\_of\\_The\\_contract\\_article\\_model\\_Ver11-1.pdf](http://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf)

#### <問合せ先>

一般社団法人テレコムサービス協会（違法情報等対応連絡会 事務局）

担当：菅野 TEL：03-5644-7500

#### <参考>

違法情報等対応連絡会 [http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\\_info/](http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/)

平成18年11月27日公表  
平成20年12月26日改訂  
平成22年 1月15日改訂  
平成22年 9月 7日改訂  
平成23年 3月24日改訂  
平成24年 4月 5日改訂  
平成26年 4月23日改訂  
平成26年 8月 1日改訂  
平成26年10月23日改訂  
平成26年12月15日改訂  
平成28年 4月 1日改訂  
平成29年 3月15日改訂

## 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

### (禁止事項)

#### 第1条

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

・具体的には、著作権者の許可なく画像ファイルや音楽ファイルをアップロードする、偽ブランド品の写真を掲載して偽ブランド品の販売広告を行う等の行為がこれに該当します。

(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

・具体的には、私人の氏名、住所等の個人情報及び写真等を本人の許可なくホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。(プライバシー侵害に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。

<<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>>

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長

し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ・具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。
- ・名誉毀損に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。  
<<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>>
- ・他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。
  - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(※)を含むいわゆるヘイトスピーチ
  - 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報をインターネット上に流通させる行為

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において定義されており、このような差別的言動のない社会の実現が同法の基本理念とされています。

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

- ・具体的には、フィッシング詐欺のために銀行等のホームページに酷似したホームページを開設する、性行為の相手方となるよう児童を誘引する、または預貯金口座、「身分確認不要」等と謳った携帯電話の販売広告等をホームページに掲載する等の行為がこれに該当します。

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

- ・具体的には、性器が確認できる画像、18歳未満の児童であることが外見から容易に判断できる人物の性交または性交類似行為を描写した画像、実在の児童を虐待する様を記述した日記等をホームページに掲載する行為等がこれに該当します。

(6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為

・具体的には、覚せい剤等規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品の値段及び取引方法、もしくは規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品の使用・製造・栽培方法、または漢方版バイアグラ等未承認医薬品の値段、取引方法等をホームページに掲載する等の行為がこれに該当します。

なお、指定薬物又は広告禁止告示品に該当しない物品であっても、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（商品種別、販売方法等）からみてこれらと同等以上の精神毒性を有する可能性が高いと認められる物品の値段、取引方法、使用・製造等の情報をホームページに掲載する等の行為はこれに該当します。

また、使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、処方箋医薬品等のインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為も該当します。

・危険ドラッグに係る未承認医薬品には、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」に示したものの他、指定薬物の検出例がある製品または新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある製品と同一または類似の名称もしくはパッケージが記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報から未承認医薬品である可能性が高いと認められるものがこれに該当します。

(7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

・具体的には、「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」で規定する国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種の、個体（生死は問わない）及びその器官並びに加工品（以下、「個体等」）を、販売又は頒布の目的で、インターネット上で掲載する行為が該当しま

す。

- ・ 例外的に、販売又は頒布をする目的での広告が認められる場合として、以下のような場合があります。
  - 登録票のある国際希少野生動植物種の個体等。ただし、登録を受けていること及び登録記号番号を明示する必要があります。
  - 政令で定める特定国内希少野生動植物の個体等の広告。
  - 政令で定める特定器官等の広告。ただし、特定器官等のうち、ぞう科の牙及びその加工品（主に象牙製品の原材料及び象牙製品）又はうみがめ科の甲（主にべっ甲製品の原材料）を、事業として販売するためには、あらかじめ、特定国際種事業の届出を行う必要があります。
  - 適法に捕獲された個体等又はそれらからの繁殖個体

広告規制に関する問合せ又は詳細は、下記問合せ先又は環境省 HP「譲渡し等の規制及び手続き」を参照。

問合せ先：環境省自然環境局野生生物課（TEL：03-5521-8283）

環境省 HP：<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/yuzuri/index.html>

（８）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

- ・ 具体的には貸金業法に基づく、貸金業登録番号の表示がない、又は詐称された登録番号が表示され、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を営む旨の記載がされていたり、貸付の条件（貸付の利率、限度額、返済方法等）に関する表示があったり、貸付契約の締結の勧誘を意味する表現があること等がこれに該当します。

（９）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

- ・ 商品等を販売せず、後順位の加入者が支出した金品を、先順位の加入者が受領することのみを目的とした配当組織をインターネット上で運営するため、または後順位の加入者を募るためにホームページ等を開設する等の行為がこれに該当します。

（１０）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

- ・ 他の利用者のID及びパスワードを盗用したり、あるいはサーバのセ

キュリティホールを利用したりして、サーバに蓄積されたホームページ等の情報を不正に書き換え、または消去する行為がこれに該当します。

(11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

・他の利用者のIDを盗用して、電子掲示板への書き込みや、ホームページの開設等を行う行為がこれに該当します。

(12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

・ウィルス、ワーム等、コンピュータの動作に悪影響を与えるプログラム及びそのソースコード等を、インターネット上でダウンロード可能な形で提供する等の行為がこれに該当します。

(13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

・事業者の提供するサービスを利用して、受信者の承諾を受けていない広告、宣伝等を内容とした電子メールを送信する等の行為がこれに該当します。

(14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

・非常に大容量のファイルを長時間送受信し続ける等の方法で、他の利用者の帯域を圧迫し正常な電気通信サービスの利用を妨げるまたは大量の電子メールを短時間で送信することで、メールサーバの機能に障害を生じさせる等の行為がこれに該当します。

(15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

・具体的には、オンラインでポーカーやスロットマシン等を擬似的に

利用させる等の方法で賭博を行うためのサイトを開設する、競馬等のノミ行為を勧誘する等の行為がこれにあたります。

(16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為

・具体的には、価格、種別、引渡し日時等を特定したけん銃及び重火器等の譲渡や免許証等の公文書の偽造の請負、実行日時、場所、被害者等を特定した殺人の協力者の募集や依頼等のほか、偽造通貨の交付、臓器売買、人身売買、自殺関与等、広く違法行為の請負・仲介・誘引となる行為やこれらに関する情報を掲載することがこれに該当します。

・また、ウェブサイト上の情報から、3Dプリンタによる銃砲が製造可能な設計図情報の掲載が強く疑われる場合であり、当該ウェブサイトに掲載されている他の情報（性能、使用目的等）から、銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長していると認められるときには、銃砲の不正な製造を誘引する行為に該当します。

(17) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

・具体的には、人の殺害現場や犯罪による死体等の残虐な画像や、人が残虐に殺される動画等の情報や、動物虐待やいわゆるグロテスク系の動画画像といった社会通念上著しく他者に嫌悪感を抱かせる情報をホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。

(18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

・具体的には、自殺の日時、場所、方法等を明示して、一緒に自殺する人を募集する、自殺用の薬物等の提供を申し出る等の行為がこれに該当します。

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するな

どの情報としては、硫化水素ガスを発生させて自殺する方法を記載しているような行為がこれに該当します。

(19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為

・具体的には、いわゆる闇サイトや裏サイトなど、犯罪や違法行為に結びつくおそれの高い内容の情報や、特定の児童・生徒に対するいじめに当たるような情報が、不特定の者によって書き込まれることを助長するような電子掲示板を開設する等の行為がこれに該当します。

(21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(契約者の関係者による利用)

第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

・契約者の家族等の関係者が禁止事項に違反した場合等に、契約者が違反行為を行ったものとして扱う旨を規定しています。

(情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営



上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第1条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
  - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
  - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
  - (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

・サービスの利用に際して、契約者が禁止事項に該当する行為等を行った場合に、電子掲示板の管理者等が講じる措置について規定しています。

（児童ポルノ画像のブロック）

第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

- ・「閲覧できない状況に置く」とは、児童ポルノ画像等を閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。
- ・また、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、平成23年3月24日時点では、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会を想定しています。

（青少年にとって有害な情報の取扱いについて）

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心して

インターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第 1 条に規定する情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

（1）18 歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。

（2）閲覧者に年齢を入力させる等の方法により 18 歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。

（3）青少年にとって有害な情報を削除する。

（4）青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

5. 前項の場合であっても、当社は第 2 項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

・本条項は、青少年インターネット環境整備法第 21 条の努力義務の周知・履行を目的として規定されたものです。

・青少年インターネット環境整備法第 21 条

（青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務）

第 21 条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネッ

トを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

・特定サーバー管理者とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（特定サーバー）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいいます（同法第2条11項）。具体的には、インターネットサービスプロバイダーや、ホスティングプロバイダー、コンテンツプロバイダー、掲示板やホームページの管理者等が想定されます。

（連絡受付体制の整備について）

第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

（1）本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。

（2）本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記（2）に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

・本条項は、青少年インターネット環境整備法第22条の努力義務の周知・履行を目的として規定されたものです。

・青少年インターネット環境整備法第22条

（青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備）

第22条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

（利用の停止）

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの

利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
  - (3) 本サービスの利用が第1条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第3条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
  - (4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

・サービス提供者が、契約者に対してサービスの利用停止措置を講ずる場合を規定しています。

（当社からの解約）

- 第8条 当社は、第7条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

・サービス提供者が、契約者に対して利用契約の解約措置を講ずる場合を規定しています。

（関連法令の遵守）

- 第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

・サービス提供者が本契約約款に定める措置を講ずるに際しては、電気通信事業法第6条の規定する不当な差別的取り扱いの禁止等、関連法令により事業者課せられている義務の範囲内で適切な措置を講ずることを確認的に規定しています。

平成18年11月27日策定  
平成20年12月26日改訂  
平成22年 1月15日改訂  
平成22年 9月 7日改訂  
平成23年 3月24日改訂  
平成24年 4月 5日改訂  
平成26年 4月23日改訂  
平成26年 8月 1日改訂  
平成26年10月23日改訂  
平成26年12月15日改訂  
平成28年 4月 1日改訂

### 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

#### (禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（契約者の関係者による利用）

第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第1条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。

2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(青少年にとって有害な情報の取扱いについて)

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第11項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」という。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。)

の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

(連絡受付体制の整備について)

第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

- (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
- (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

(利用の停止)

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。



(2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。

(3) 本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第3条(情報の削除等)第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(当社からの解約)

第8条 当社は、第7条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(関連法令の遵守)

第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

以上